

公立大学法人宮城大学定年規程

令和6年4月1日

規程第197号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人宮城大学就業規則（平成21年宮城大学規則第3号。以下「就業規則」という。）第51条の規定により、公立大学法人宮城大学（以下「法人」という。）の職員（就業規則第2条第1項に規定する職員のうち、宮城県から法人に派遣される職員、有期雇用職員及び業務限定職員を除いたものをいう。以下同じ。）の定年について定める。

(定年)

第2条 職員の定年は、年齢65年とする。

2 職員は、定年に達したときは、定年に達した日以後における最初の3月31日（以下「定年退職日」という。）に退職する。

(定年の特例)

第3条 前条の規定にかかわらず、法人の業務運営上必要があると認めるときは、理事会の議を経て、定年を延長することができる。

(管理監督職勤務上限年齢による降任)

第4条 理事長は、管理監督職（公立大学法人宮城大学事務組織規程（平成21年宮城大学規程第6号。以下「事務組織規程」という。）第6条の局長、次長、参事、課（室）長、副参事及び課（室）長補佐並びに公立大学法人宮城大学研究推進・地域未来共創センター運営規程（平成21年宮城大学規程第11号）第4条第2項の規定により総括担当を命ぜられた副センター長をいう。以下同じ。）を占める職員でその占める管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達している職員について、異動期間（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下同じ。）に、管理監督職以外の職への降任（以下「他の職への降任」という。）をするものとする。

(管理監督職勤務上限年齢)

第5条 前条に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。

(他の職への降任を行うに当たって遵守すべき基準)

第6条 理事長は、他の職への降任を行うに当たっては、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

- 一 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任をしようとする職に係る職務内容（事務組織規程第6条に規定する職務内容をいう。）を遂行する能力及び当該降任をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任をすること。
- 二 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任をすること。
- 三 当該職員の他の職への降任をする際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員（以下「上位職職員」という。）の他の職への降任もする場合には、第1号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任をした職が属する職制上の段

階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任をすること。

(管理監督職への任用の制限)

第7条 理事長は、採用し、昇任し、又は降任しようとする管理監督職勤務上限年齢に達している者を、その者が管理監督職を占めているものとした場合における異動期間の末日の翌日（他の職への降任をされた職員にあっては、当該他の職への降任をされた日）以後、当該管理監督職に採用し、昇任し、又は降任することができない。

(管理監督職勤務上限年齢による降任及び管理監督職への任用の制限の特例)

第8条 理事長は、他の職への降任をすべき管理監督職を占める職員について、法人の業務運営に著しい支障が生ずる等の事由があると認めるときは、理事会の議を経て、宮城県職員の例により、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

(定年前再雇用短時間勤務職員の採用)

第9条 理事長は、年齢60年に達した日以後に退職（教員が退職する場合を除く。）をした者（以下「年齢60年以上退職者」という。）が、就業規則第49条第1項第5号又は第6号に規定する退職事由及び同規則第54条第2号又は第3号に規定する解雇事由に該当しないときは、従前の勤務実績等に基づく選考により、短時間勤務の職（当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下同じ。）に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。以下同じ。）を経過した者であるときは、この限りでない。

2 前項の規定により採用された職員（以下「定年前再雇用短時間勤務職員」という。）の任期は、採用の日から定年退職日相当日までとする。

3 理事長は、年齢60年以上退職者のうちその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日を経過していない者以外の者を当該短時間勤務の職に採用することができず、定年前再雇用短時間勤務職員のうち当該定年前再雇用短時間勤務職員を昇任し、又は降任しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日を経過していない定年前再雇用短時間勤務職員以外の職員を当該短時間勤務の職に昇任し、又は降任することができない。

4 理事長は、定年前再雇用短時間勤務職員を、常時勤務を要する職に昇任し、又は降任することができない。

5 定年前再雇用短時間勤務職員については、この規程、就業規則及び法人のその他規程に定めるもののほか、公立大学法人宮城大学定年前再雇用短時間勤務職員規程（令和2年宮城大学規程第178号。以下「定年前再雇用短時間勤務職員規程」という。）の定めるところによる。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、職員の定年に関し必要な事項は、宮城県職員の例によるものとし、必要に応じ、理事長が定める。

附 則 (R6.3.27 第209回理事会)

(施行期日)

- 1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。
(定年に関する経過措置)
- 2 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）から令和13年3月31日までの間における職員（教員を除く。以下同じ。）に対する第2条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同項中「65年」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

施行日から令和7年3月31日まで	61年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年

(情報の提供及び勤務の意思の確認)

- 3 理事長は、当分の間、職員が年齢60年に達する日の属する年度の前年度（以下「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。）（情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員（異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員（以下この項において「末日経過職員」という。）を除く。）にあっては、当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあっては、当該職員の異動等の日が属する年度（当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度））において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

(勤務延長に関する経過措置)

- 4 理事長は、基準日（施行日、令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における規程定年（第2条第1項に規定する定年をいう。以下同じ。）が基準日の前日における規程定年を超える職（基準日における規程定年が第2条第1項に規定する定年である職（教員に係るものを除く。）に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された職に、基準日から基準日の翌年の3月31日までの間に第3条の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る規程定年に達している職員を、昇任し、又は降任することができない。

(定年退職者等の再雇用に関する経過措置)

- 5 理事長は、施行日前に旧就業規則（令和6年4月1日施行の改正前の就業規則をいう。以下同じ。）第51条第2項の規定により退職した者のうち、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日（以下「特定年齢到達年度の末日」という。）までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧就業規則定年（同条第1項に規定する定年をいう。以下同じ。）（施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあっては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧就業規則定年に準じた当該職に係る年齢）に達しているものを、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。
- 6 令和14年3月31日までの間、理事長は、次に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る規程定年に達し

ているものを、従前の勤務実績等に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

- 一 施行日以後に第2条第2項の規定により退職した者（教員を除く。）
- 二 施行日以後に第3条の規定により勤務した後退職した者（教員を除く。）
- 三 施行日以後に第9条第1項の規定により採用された者のうち、同条第2項に規定する任期が満了したことにより退職したもの

7 前項の規定により定められた任期又はこの項の規定により更新された任期は、1年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならない。

8 暫定再雇用職員（附則第5項、附則第6項又は附則第11項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再雇用職員の当該更新直前の任期における勤務実績等が、良好である場合に行うことができる。

9 理事長は、暫定再雇用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再雇用職員の同意を得なければならない。

10 附則第5項又は附則第6項の規定により常時勤務を要する職に採用された暫定再雇用職員に関し必要な事項は、この規程、就業規則及び法人のその他規程に定めるもののほか、宮城県の常時勤務を要する職に採用された暫定再任用職員の例による。

11 令和14年3月31日までの間、理事長は、第9条第3項の規定にかかわらず、附則第6項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職（第9条第1項に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。）に係る規程定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における規程定年をいう。以下同じ。）に達しているもの（第9条第1項の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績等に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

12 前項の場合においては、附則第7項から附則第9項までの規定を準用する。

13 附則第11項の規定により短時間勤務の職に採用された暫定再雇用職員に関し必要な事項は、この規程、就業規則、定年前再雇用短時間勤務職員規程及び法人のその他規程に定めるもののほか、宮城県の短時間勤務の職に採用された暫定再任用職員の例による。

14 理事長は、附則第5項の規定により採用した職員のうち当該職員を昇任し、又は降任しようとする常時勤務を要する職に係る旧就業規則定年（施行日以後に設置された職にあつては、この規程で定める年齢）に達した職員以外の職員及び附則第6項又は附則第11項の規定により採用した職員のうち当該職員を昇任し、又は降任しようとする常時勤務を要する職に係る規程定年に達した職員以外の職員を、当該常時勤務を要する職に昇任し、又は降任することができない。

15 附則第5項から附則第13項までの規定が適用される場合における第9条第3項の規定の適用については、同項中「経過していない定年前再雇用短時間勤務職員」とあるのは、「経過していない定年前再雇用短時間勤務職員又は附則第5項の規定により採用した職員のうち当該職員を昇任し、又は降任しようとする短時間勤務の職に係る旧就業規則定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における令和6年4月1日施行の改正前の就業規則第51条第1項に規定する定年（施行日以後に設置された職にあつては、この規程で定める年齢）をいう。）に達している職員及び附則第6項又は附則第11項の規定により採用した職員のうち当該職員を昇任し、又は降任しようとする短時間勤務の職に係る規程定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時

勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における第2条第1項に基づく定年をいう。)に達している職員」とする。

- 16 理事長は、基準日（附則第5項から附則第13項までの規定が適用される間における各年の4月1日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における規程定年（第2条第1項の規定による定年（短時間勤務の職にあつては、当該短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における同項の規定による定年）をいう。以下この項において同じ。）が基準日の前日における規程定年を超える職及びこれに相当する基準日以後に設置された職（以下「規程定年引上げ職」という。）に、附則第6項各号に掲げる者のうち基準日の前日において同日における当該規程定年引上げ職に係る規程定年に達している者を、同項又は附則第11項の規定により採用しようとする場合には、当該者は当該者を採用しようとする規程定年引上げ職に係る規程定年に達しているものとみなして、これらの規定を適用し、規程定年引上げ職に、附則第6項又は附則第11項の規定により採用された職員のうち基準日の前日において同日における当該規程定年引上げ職に係る規程定年に達している職員を、昇任し、又は降任しようとする場合には、当該職員は当該職員を昇任し、又は降任しようとする規程定年引上げ職に係る規程定年に達しているものとみなして、附則第14項及び前項の規定により読み替えて適用する第9条第3項の規定を適用する。

（定年前再雇用短時間勤務職員に関する経過措置）

- 17 理事長は、基準日（令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における規程定年相当年齢が基準日の前日における規程定年相当年齢を超える短時間勤務の職及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職（以下「規程原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。）に、基準日の前日までに第9条第1項に規定する年齢60年以上退職者のうち基準日の前日において同日における当該規程原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る規程定年相当年齢に達している者を、同項の規定により採用することができず、規程原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、同項の規定により採用された職員（以下「定年前再雇用短時間勤務職員」という。）のうち基準日の前日において同日における当該規程原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る規程定年相当年齢に達している定年前再雇用短時間勤務職員を、昇任し、又は降任することができない。